平成３０年４月１日

 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室

 介護ケア推進課

（担当：認定担当　℡213-5871）

平成３０年度の要介護認定制度に係る変更点について

この度，厚生労働省において「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が平成３０年３月２２日付けで公布されたことにより，平成３０年４月１日から要介護認定に係る有効期間等の取扱いが下記のとおり変更されますのでお知らせいたします。

記

１ 認定有効期間の上限の延長について

⑴ 改正内容

　 　介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）に規定する有効期間について，以下のとおり改正する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請区分（前回認定→今回認定） | 現行 | 改正後 |
| 原則 | 上限 | 上限（現行） | 上限（改正後） |
| 更 | 要支援→要支援 | １２箇月 | ２４箇月 | ２４箇月 | ３６箇月 |
| 新 | 要支援→要介護 | １２箇月 | ２４箇月 |
| 申 | 要介護→要支援 | １２箇月 | ２４箇月 |
| 請 | 要介護→要介護 | １２箇月 | ２４箇月 |

⑵ 施行日

平成３０年４月１日

⑶ 適用に係る取扱い

　　 上記１の有効期間は，平成３０年４月１日以後に申請があった要介護認定及び要支援認定について適用し，平成３０年３月３１日までに申請があった要介護認定及び要支援認定の有効期間は従前のとおりとなる。

２　介護医療院の創設に係る調査票の取扱いについて

　　平成３０年４月１日から介護医療院が創設されることに伴い，国の標準様式の認定

調査票（概況調査）のサービス利用欄が図のとおり変更されます。



（老健等）短期入所療養介護→**短期入所療養介護**

**（療養ショート）**

□**介護医療院を新しく追加**

**（**介護療養型医療施設欄の横）

本市における帳票等の取扱いについては現在検討しているところですが，平成３０年４月以降は暫定的に，次のとおり取り扱うこととします。

　　　・ （老健等）短期入所療養介護は，短期入所療養介護（療養ショート）に読み替えるため，いずれのサービス利用の場合も，（老健等）短期入所療養介護に利用回数を記入する。

・ 調査対象者が介護医療院の利用がある場合は，「介護療養型医療施設」にチェックのうえ，「＜概況調査－調査対象者の主訴，家族状況，住居環境，日常的に使用する機器・機械の有無等＞」（特記事項）欄に，介護医療院を利用していることを明記する。

　３　認定申請書の取扱いについて

　　　 今後，認定申請書の提出代行者の欄に介護医療院を反映させる予定です。反映されるまでに，介護医療院として認定申請代行される場合，指定介護療養型医療施設にチェックのうえ，代行者の名称を記載することとします。



指定介護療養型医療施設にチェックのうえ，代行者の名称を記載する。

介護医療院　京都A施設